

平成25年11月22日

建設工事等の入札に係る消費税率の取扱いについて

平成25年10月1日付けで、消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）の引上げについて政府の方針が正式に決定しました。

つきましては、和歌山市水道局が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務の入札に係る消費税率については、次のとおり取り扱うこととします。

1 消費税率5%が適用される案件

- (1) 完成引渡しが平成26年3月31日以前となるもの
- (2) 完成引渡しが平成26年4月1日以降となる案件のうち、契約日が平成25年9月30日以前のもの（消費税法の経過措置を適用）

2 消費税率8%が適用される案件

完成引渡しが平成26年4月1日以降となる案件のうち、契約日が平成25年10月1日以降のもの

※ 平成25年11月22日以降の公告分から、新税率適用の対象となる案件については、消費税率を8%で積算し入札を行うため、開札の概要の「金額の記載方法」の欄において契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するよう明示しますので、注意して入札を行ってください。

※ 平成25年10月1日以降に現行税率（5%）で契約締結した案件のうち、年度末に繰越措置を行った結果、完成引渡しが平成26年4月1日以降となったものについては、工期延長に併せて新税率（8%）を適用する変更契約を行います。

(参考) 消費税の詳しい取扱いについては国税庁のホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6950.htm>

問合せ先：

和歌山市水道局経営管理部水道経理課

TEL：073-435-1125